

放課後児童クラブ内でタブレット端末を利用ご希望の
保護者・児童のみなさまへ

放課後児童クラブ内でのタブレット端末使用ルール

唐津市こども家庭課

学校から貸し出されたタブレット端末（以下、タブレット）を放課後児童クラブで使うときのルールを定めました。タブレットの利用をご希望の方はこのルールを守り、タブレットを安全に正しく活用しましょう。

1. タブレットを使う目的

・学校で貸し出されたタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。放課後児童クラブでも、学習活動以外には使いません。

2. タブレットを使うルール

- ・屋外では使用しません。
- ・放課後児童クラブの先生が指示するところで使います。
- ・タブレットで人をたたいたりしません。タブレットを使っている人のじゃまをしたり、いたずらしたりしません。
- ・タブレットを使用するときは、物を食べたり飲んだりしません。
- ・タブレットを使うのは平日のみで、土曜日や長期休暇時はタブレットを使いません。

3. 保管

- ・放課後児童クラブの先生が指示するところに保管します。
- ・充電器などの付属物は、なくさないように注意します。

4. 取り扱い

- ・使い終わったら、その都度バッグなどになおします。
- ・放課後児童クラブから帰るときは、タブレットも持ち帰ります。

5. その他

- ・放課後児童クラブの先生は、タブレットの操作方法や不具合の対応について教えることができません。
- ・放課後児童クラブ内でのタブレット使用は、学校が持ち帰りを実施する日に限り使用できるもので、状況によって予告なく中止することがあります。